

住民税・軽自動車税(種別割)の納め忘れはありませんか

令和2年度以前の住民税(特別区住民税・都民税)や軽自動車税(種別割)を未納のままにしておくと、延滞金が増加されるだけでなく、財産の差押処分を受けることにもなります。早急な納付をお願いします。納付書をお持ちでない方はご連絡ください。

なお、災害、新型コロナウイルス感染症等の病気や負傷、事業に著しい損失を受けた等の理由により納付が難しい方はお早めにご相談ください。

令和3年度第1期分からの申込を受け付けています。ご連絡をいただければ口座振替依頼書をお送りします。申込期限は5月20日(木)です。また、6月10日(木)までは区役所、豊洲特別出張所・各出張所の窓口でキャッシュカードを利用した申込ができます。対象の金融機関

住民税・軽自動車税(種別割)の納付方法

納付のご案内
納期限までに納付が確認できない方へ、区民税納付案内センター

骨髄移植ドナー支援事業

提供者(ドナー)と勤務先に助成金

骨髄等の提供者の増加および骨髄等移植の促進を図るため、助成制度を実施しています。

区内在住の提供者(ドナー)とその勤務先事業所

骨髄等提供のための通院・入院日数(7日上限) 1日あたり、ドナー2万円、勤務先事業所1万円を助成

退院した翌日から1年以内
に所定の申請書・必要書類を〒135-006東陽2-1-11保健所健康推進課庶務係へ郵送または持参(詳細は区ホームページをご覧ください)

☎(3647)9539
FAX(3615)7171

凡例 時日時 場所 集集合 対象・定員 費用 内容 講師 保一時保育 締締切日 申申込 問問合先 HPホームページ Eメール

は左記のとおりです。

- みずほ銀行
- 三菱UFJ銀行
- 三井住友銀行
- りそな銀行
- きらぼし銀行
- ゆうちょ銀行
- 東京東信用金庫
- 東京ベイ信用金庫

※特別徴収と軽自動車税(種別割)は口座振替できません。

☎(3647)2063

令和3年度申請の受付を開始

学生納付特例とは、前年所得が基準以下の学生を対象とした、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる学校は、大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校等です(海外大学の日本分校は一部を除き対象外)。対象期間は、申請月の2年1か月前の月分から来年3月分まで、年度ごとの申請が必要です。

学生納付特例が承認された期間は次のように取り扱われます。

- 老齢基礎年金の受給資格期間となりませんが、老齢基礎年金の金額には反映されません。
- 10年以内であれば、猶予された国民年金保険料を追納できます(ただし、3年度目以降は、期間に応じて一定の額が加算されます)。

国民年金保険料の学生納付特例

令和3年度申請の受付を開始

障害基礎年金請求の審査に際し受給資格期間への算入とされません。

※学生納付特例に該当しない場合は、免除や納付猶予の申請ができます。

「持ち物」マイナンバーカードまたは通知カード、本人確認書類(年金手帳等)と学生証(表・裏両面の写しでも可)または在学証明書

☎(3647)1131
FAX(3647)9415

区民課年金係(区役所隣防災センター2階20番)・各出張所(現年度分のみ受付)または江東年金事務所国民年金課(亀戸5-16-9)窓口で

☎(3647)1131
FAX(3647)9415

区民課年金係

☎(3647)1131
FAX(3647)9415

江東年金事務所国民年金課

☎(3683)1231
FAX(3681)6549

納付方法一覧

窓口	コンビニエンスストア 金融機関、郵便局 納税課(5階7番) 豊洲特別出張所、各出張所
ATM	金融機関のペイジー対応ATM (コンビニ内のATMは不可)
パソコン・スマートフォン	インターネットバンキング クレジットカード(別途決済手数料がかかります) モバイルレジ LINE Pay請求書支払い

納付相談のお問合せ先

納税課徴収第一・第二係

☎(3647)4153
FAX(3647)8646

これからの季節は食中毒に注意!

家庭での食中毒予防のポイント

- ①食品の購入
 - 食品は、消費期限等を確認して購入しましょう。
 - 肉・魚は分けて、できれば保冷剤を利用してまっすぐ帰りましょう。
- ②家庭での保存
 - 帰ったらすぐに冷蔵庫に入れ、肉・魚は汁がもれないように保存しましょう。
 - 冷蔵庫内は、詰め過ぎず、7割程度を目安にしましょう。
- ③準備
 - 調理前、肉・魚を取り扱った後は、こまめに石けんで手を洗いましょう。
 - 肉・魚に使用した器具はその都度洗浄、消毒をしましょう。器具は使い分けをしっかりと安全です。
- ④調理
 - 中心部まで十分に加熱しましょう。
 - 電子レンジで加熱するときは、均一に加熱されるようにしましょう。
- ⑤食事
 - 食事の前に手を石けんで洗いましょう。
 - 調理した食品は、室温で長時間放置しないようにしましょう。
- ⑥残った食品
 - 残った食品は小分けし、早く冷ましてから冷蔵庫に入れましょう。
 - 再加熱は中心まで十分加熱しましょう。カレーやスープはよくかき混ぜながら、沸騰するまで加熱しましょう。
 - 作ってから時間が経ち過ぎたり、大丈夫かなと思ったら、思い切って捨てましょう。

福島第一原子力発電所事故に伴う帰還困難区域等から転入された方への国保等の負担金の免除と保険料の減免を延長

医療機関等の窓口で支払う国民健康保険および後期高齢者医療一部負担金、介護保険の利用者負担金は、区が交付する証明書等の提示により免除されます。また、国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料も減免されます。令和2年度に証明書の交付を受けた方には、案内をお送りしますのでご確認ください。

☎(3647)3168
FAX(3647)8443

医療課課長

☎(3647)8520
FAX(3647)8443

介護課課長

☎(3647)9498
FAX(3647)9493

介護課課長

☎(3647)9498
FAX(3647)9493

介護課課長

☎(3647)9498
FAX(3647)9493

介護課課長

☎(3647)9498
FAX(3647)9493

介護課課長

☎(3647)9498
FAX(3647)9493

介護課課長

☎(3647)9498
FAX(3647)9493

介護課課長

☎(3647)9498
FAX(3647)9493

介護課課長

☎(3647)9498
FAX(3647)9493

介護課課長

☎(3647)9498
FAX(3647)9493

対象者	延長期間			
	介護保険の利用者負担金の免除	介護保険料の減免	国民健康保険料・後期高齢者医療一部負担金の免除	国民健康保険料・後期高齢者医療一部負担金の減免
帰還困難区域等において被災し転入された方	令和4年2/28(月)まで	令和4年3月分まで	令和3年7/31(土)まで	令和4年3月分まで
上位所得層(※)を除く旧避難指示区域等において被災し転入された方	令和4年2/28(月)まで	令和4年3月分まで	令和3年7/31(土)まで	令和4年3月分まで

(※)医療保険は加入者全員の年間所得額の合計金額が600万円を超える世帯、介護保険は被保険者本人の合計所得金額が633万円以上(詳細はお問い合わせください)

☎(3647)5812
FAX(3615)7171